

別紙

I. 事業評価総括表

(単位：円)

番号	交付金事業の名称	交付金事業者名又は 間接交付金事業者名	交付金事業に 要した経費	交付金充当額	備 考
	志賀原子力発電所に係る広報・調査等事業	七尾市	1,877,000	1,877,000	総事業費 1,877,000

II. 事業評価個表

番号	交付金事業の名称			
	志賀原子力発電所に係る広報・調査等事業			
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		七尾市		
交付金事業実施場所	七尾市一円			
交付金事業の概要	七尾市では、地域住民への原子力発電や放射線に関する正しい知識の普及啓発を図るため、本交付金を活用することにより、原子力施設住民見学会への補助を実施するとともに、広報誌「あともす」の発行を行います。			
総事業費	1,877,000	交付金充当額		1,877,000
		うち文部科学省分		
		うち経済産業省分		1,877,000

<p>交付金事業の成果目標</p>	<p>七尾市では、地域住民に対し、原子力発電や放射線に対する理解を深めてもらうため、本交付金事業において、原子力施設住民見学会の補助及び広報誌「あともす」の発行事業を実施することとし、地域住民への原子力に関する正しい知識や情報の提供を行うことにより、発電用施設の設置及び運転の円滑化を促進します。</p>			
<p>交付金事業の成果指標</p>	<p>本交付金事業においては、住民の原子力発電や放射線についての理解を深めるため、地元住民の原子力施設見学（1団体）、広報誌「あともす」の発行（6回）を実施します。</p>			
<p>交付金事業の成果及び評価</p>	<p>原子力施設見学補助事業は、11月17日に実施され、1団体19名の参加があり、富山県のエネルギー科学館「ワンダーラボ」及び石川県のアリス館志賀の見学を実施しました。見学後に提出された見学会についての所見書では、「原子力発電は、我々の暮らしに関わるエネルギーに欠かせないものとして知識を深めることができたとともに、日本の原子力政策を考えるうえで、とても有意義な学習となった」と報告がありました。 また、広報誌「あともす」発行事業では、広報誌を年6回発行し、毎号実施しているアンケートでは「原子力についての知識が身に付いた」や「緊急時の対策についてとても参考になった」との意見が寄せられ、原子力に対する住民の理解や促進の手助けとなっています。 今後も引き続き、地域住民への原子力発電や放射線に対する知識の普及啓発に努めていきます。</p>			
<p>交付金事業の契約の概要</p>				
	<p>契約の目的</p>	<p>契約の方法</p>	<p>契約の相手方</p>	<p>契約金額</p>
<p>旅費</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>市職員</p>	<p>135,180</p>
<p>受講料</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>市職員</p>	<p>24,000</p>
<p>見学会補助費</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>中島地域づくり協議会</p>	<p>104,500</p>
<p>広報配布報償費</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>町会連合</p>	<p>250,000</p>
<p>広報制作委託費</p>	<p>随意契約</p>	<p>—</p>	<p>(公財)能登原子力センター</p>	<p>796,000</p>
<p>消耗品購入費</p>	<p>随意契約</p>	<p>—</p>	<p>マコトヤ商会</p>	<p>21,031</p>
		<p>—</p>	<p>(有)野崎商事</p>	<p>283,095</p>
		<p>—</p>	<p>日本原子力文化財団</p>	<p>122,970</p>
<p>被服費購入費</p>	<p>随意契約</p>	<p>—</p>	<p>(有)防災テクノ</p>	<p>16,720</p>

原子力広報車燃料購入費	随意契約	能登わかば農業協同組合	7,000
		共立商事(株)	7,658
		今村石油	5,342
車両整備費	随意契約	(有)能登島自動車	12,204
備品購入費	随意契約	(株)ミヤコ	91,300
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無			
無			

- (備考)
- (1) 事業ごとに作成すること。
  - (2) 番号の欄は、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
  - (3) 交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条(目的)を踏まえて具体的に記載すること。
  - (4) 交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。
  - (5) 交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。
  - (6) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。
  - (7) 成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。